

## 城東区区政会議委員公募手続事務要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、城東区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、城東区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等であること
- (2) 募集を実施する年の10月1日時点で満18歳以上の者であること
- (3) 本市附属機関等の委員を複数兼職している者でないこと
- (4) 本市職員でないこと
- (5) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）に定める暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

### (募集人数)

第3条 募集人数は、募集時に城東区区政会議委員募集要項（以下「募集要項」という。）により別途定める。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

### (公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報誌等で広く周知する。

- 2 応募者に対しては、募集要項で指定する提出物を求めるものとする。

### (選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、城東区区政会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会の委員は城東区長が指名する者をもって構成する。

### (選考を行う者及び選考の方法)

第6条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、選考委員会が行う。

- 2 選考の方法は、提出書類の審査とする。ただし、必要に応じて面接を実施するものとする。
- 3 前項の審査の結果、選考基準を満たす者（以下「合格者」という。）が募集人数を超える場合は、抽選により委員として選定する者を決定する。
- 4 前項の抽選の結果、選定されなかった合格者については、選定候補者として、当該募集における委員の任期の末日まで名簿に登録し、公募委員に欠員が発生した際に繰り上げて選定することができるものとする。

### (選考結果の通知)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。